



豊監公表第23号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）10月26日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

豊 総 人 第 3 8 7 - 1 号
令和 3 年(2021年) 9 月 2 1 日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹
(公 印 省 略)

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づく措置の通知について

令和 2 年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 2 年 1 0 月 3 0 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
総務部 人事課	「豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱」に基づき派遣職員に助成金が支給されているが、住居手当など給与に相当すると思われるものが含まれているため、地方自治法第 2 0 4 条の 2 及び地方公務員法第 2 4 条の規定に照らし、経費支給のあり方について整理されたい。また、豊中市事務決裁規程第 9 条第 4 号又は第 1 7 号の規定により市長の決裁を受け	市職員の転居を伴う派遣に関する助成金の支給を見直しました。 具体的には、「豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱」の廃止を市長決裁により決定し、令和 3 年(2021年) 3 月 26 日付で同要綱を廃止しました。 また、同要綱に基づき支給した助成金の支給決定をすべて取り消しました。 さらに、本事業の目的が、職員の研修等への派遣にあたり必要と

	<p>て制定すべき「民間企業との人材交流（交流派遣研修）の実施に関する要綱」及び「豊中市職員の転居を伴う派遣に関する助成金取扱要綱」が同規程第11条第1項第2号の規定を適用して部長専決で制定されていた。</p>	<p>なる宿泊場所を経済的かつ合理的に確保することであることに立ち返り、「豊中市の交流派遣職員に係る宿泊施設の確保等に関する取扱要綱」を市長決裁により策定し、豊中市職員旅費支給条例（昭和23年豊中市条例第27号）に基づき、必要な旅費を支出しました。</p> <p>要綱の制定・改廃時の専決事項については、令和3年3月30日付け行政総務課発出事務文書「令和3年度規則改正等に伴う事務運用の変更について」および令和3年4月1日以降に適用される豊中市事務決裁規程に基づき適正に事務を執行してまいります。</p>
--	---	--

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹
(公 印 省 略)

地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づく措置の通知について

令和 2 年度定期監査において要望のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和 2 年 1 0 月 3 0 日)

対象となった 部局 課・施設の名称	要望事項	講じた措置の内容
総務部 人事課	職員数については、非効率組織・業務の見直し、職員の生産性向上、I C T ・外部活力・会計年度任用職員の活用等を図りつつ、業務量に応じた適正な人員配置に努められているところと理解しており、今後とも、コロナ感染症対策等市民サービスの向上や働き方改革の推進、職員の育児参画といった今日的な社会的課題にも十分留意し、継続	職員定数については、政策課題に対応できる体制を整えることを基本に、業務の増減や内容等を精査し、事務事業の見直しや多様な雇用形態の活用等を検討しながら、最も効果的・効率的な職員配置が実現できるよう、設定しているところです。今後も多角的な視点をもって、職員の適正配置に取り組めます。

	的な取組に努められたい。	
--	--------------	--